

認定理由

認定番号 第144号			
選定番号	第8-006号	名称	ふじいけ 藤井家
<p>藤井家は北大路堀川の北西側の区画に位置し、東紫野の区画整理事業地に当たる。同事業は昭和4年（1929）に事業決定し、同11年（1936）に完了している。昭和7年（1932）には北大路通に市電が開通し、以降急速に宅地化が進んだ地域である。同家の施主は、建設業（工務店）を営んでおり、昭和7年（1932）に居宅と作業場兼資材置場として納屋を建築した。昭和12年（1937）には建設業を廃業したため、納屋部分を改修して借家としている。昭和35年（1960）以降は両棟を一戸の住宅として使用している。1階部分に出格子を入れ、2階にはガラス窓を嵌める町家型の外観を有する。平面についても東棟は当初、通り土間に沿って2列に4室を並べる町家型の形式であった。しかし土間上は吹き抜けとせず、10畳座敷の他2室を設けている。借家であった西棟も規模を縮小しつつ同様の平面構成をとる。南側には築山、灯籠、手水鉢を配した庭が設けられている。</p> <p>藤井家は昭和初期に住宅地として開発が進んだ郊外に建てられた住宅建築であるが、町家を踏襲した形式で建てられている。京都における郊外の宅地開発の様子を伝える興味深い事例として評価される。</p>			
			

認定理由

認定番号 第145号			
選定番号	第6-006号	名称	太平治家 ^{たへしけ}

太平治家は近江へ通じる志賀越^{しがごえ}(山中越)道に面する北白川に立地する。同地は古くから白川の水流を利用した水車動力を利用した工業が盛んで、上流に花崗岩(白川石)が産出することから、石工を営む家が多いことで知られる。太平治家も代々石工を営み、明治期の第15代当主・磯五郎は、日本銀行本店(1896)などの近代建築の建設に際して石材の供給、加工に携わったと伝わる。昭和初期には白川石の採掘が困難となったため北白川の石工は減っていったとされ、太平治家も石工業を廃業した。建物は椀葺の町家型の外観を有するが、屋根は片側のみ入母屋造としている。前面には深い庇を設け、かつては作業場であったとも伝わる。同地区は明治初期に「三助焼き^{さんすけ}」と呼ばれる火災により一帯が焼失し、主屋はその後再建された建物とされる。主屋の奥の土蔵は火災の際に焼け残ったと伝わり、外壁には焦げた跡が残る。通り土間に3室を配する平面だが、広い土間部分を持ち農家建築の要素が強い。昭和36年(1961)に下宿・学生食堂を開業するため1階表側に増築されたが、近年当初の外観に復原された。

北白川の石工を営む家で、生業と結びついた形式を伝える町家建築である。往時の地域の暮らしを伝え、また街道沿いの歴史的な景観の要素としても重要である。(歴史的風致形成建造物)



認定理由

認定番号 第146号			
選定番号	第8-044号	名称	せいきんじ 栖賢寺
<p>栖賢寺は臨済宗大徳寺派の寺院である。応安・永和年間（1368～1379）に摂津国尼崎に創建され，明治以降は無住となり荒廃していた。昭和3年頃に移転による再建が計画され，昭和7年（1932）に現在地に新築された。大阪の綿花商・山口玄洞が資金を寄進し，敷地も山口の所有地が提供された。上下二段に造成された境内の下段に表門，本堂，庫裏，茶室・残照亭^{ざんしょうてい}，上段に観音堂，金鳳閣^{きんぼうかく}が建つ。設計は山口寄進の社寺建築を多数手がけた元京都府技手・安井檜次郎による。昭和4年（1929）竣工の本堂は，入母屋造屋根，棧瓦葺で，2列に3室ずつを並べる方丈形式である。昭和7年（1932）竣工の観音堂は寄棟造，銅板葺の強い反りを描く屋根で，畳敷の外陣と3間に分かれる仏間を持つ内陣からなる。同年竣工の金鳳閣は，銅板葺の宝形造屋根^{ほうぎょうづくり}で，二重の楼閣建築である。本堂の西側には流れを配した庭が設けられ，飛石を置いた苑路が観音堂や金鳳閣へ向かっている。</p> <p>実業家・山口玄洞の寄進により建築された近代における復古調の寺院建築で，自由な意匠が用いられている。変化のある豊かな境内空間を伝えることに加え，実業家の支援による近代における寺院の復興事例としても重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第147号			
選定番号	第7-037号	名称	たばたけ 田畑家
<p>田畑家の施主・伊三郎は、文政期より続く京友禅の「田畑喜八」の家に生まれた。名跡を継いだ兄は京友禅の染色家として人間国宝となり、伊三郎は兄とともに染色業を営んだ。昭和4～5年（1929～1930）頃に、喜八の工房の付近に居宅として建てたのが現在の建物である。大塀造を踏襲した平面で、表側棟は1階を茶室（オチャシツ）、2階は洋室としている。通りからは高塀の上に洋室部分の縦長のガラス窓を見せる外観である。玄関棟を挟んだ奥の居住棟は、南側に土間をとり居室を配している。1階茶室は北山丸太の床柱、1間幅の踏込み床を設け、障子の棧は漆仕上げとしている。この茶室は裏千家第12代又妙斎<small>ゆうみょういらい</small>から第13代圓能斎<small>えんのうさい</small>にかけての門弟であった、施主の姉である川那部宗貴<small>かわなべそうき</small>の助言でつくられたとされ、応接室としても用いられた。門からのアプローチとなる前庭、玄関奥の中庭、居住棟奥には奥庭を配する。中庭は玄関、茶室、居間からの眺めを意識して石と灯籠を配しているという。</p> <p>田畑家は代々京友禅の染色業を営む職人の居宅である。応接空間として質の高い茶室を設け、2階に洋室を配するなど変化に富む町家建築として高く評価される。</p>			



認定理由

認定番号 第148号			
選定番号	第8-049号	名称	津田家 ^{つだけ}
<p>津田家は、枚方・津田村の領主に出自し、秀吉の頃に伏見に移り住んだと伝わる。江戸時代には両替商を営み、明治以降は練炭商を主とした。建物は、伏見・魚屋町通りに面する大規模な町家である。鳥羽伏見の戦いで火災に遭い、明治初期に再建されたが、一部には焼け残った部分も残るとされる。大正期には練炭の製造・販売が最盛期を向かえ、濠川沿いに倉庫を構えている。大正後期にはザシキや洋室、土蔵を増築している。主屋部分は表屋造形式で、西側に土間を通し、2列に7室を設ける。表屋1階の上手には茶室を配し、居住棟の奥には10畳の座敷を設けている。主屋の東側には増築された座敷（オクノマ）・洋室の棟が接続する。主屋の座敷は床柱にアカマツ皮付きの柱を用いるなど数寄屋の要素が見られるに対して、大正期増築のオクノマは書院造の意匠である。茶室部分の前面には蹲<small>つくばい</small>や伽藍石<small>がらんいし</small>を用いた茶庭風の前庭が配されている。</p> <p>明治初期に遡り大正期増築の座敷・洋室の他、2棟の土蔵を有する大規模な町家建築である。商いの繁栄に合わせて屋敷が充実していった過程を伺うことができる。格式を有する商家の屋敷構えは町並み景観の重要な要素ともなっており、高く評価される。（景観重要建造物）</p>			
			

認定理由

認定番号 第149号			
選定番号	第8-025号	名称	きんさつぐう 金札宮
<p>金札宮は伏見・鷹匠町<small>たかじょう</small>に立地する。祭神は天太玉命<small>あめふとたまのみこと</small>で旧久米村の産土神<small>うぶすなかみ</small>として崇拝されてきた。社伝によると、創建は天平勝宝2年(750)とも清和天皇の御世(858~876)とも伝わる。謡曲「金札」では、桓武天皇の勅使が下向した際に天から金の御札<small>てんびょうしょうほう</small>が降ってきたことが描かれ、社名の由来になったとされる。南北朝期には社司・金松弥三郎宗廣<small>かねまつ や さぶろうむねひろ</small>が本願寺<small>ほんがんじ</small>の存覚<small>そんかく</small>に帰依し、境内に久米寺(後に西方寺に改名)を建立したという。秀吉の伏見城下町建設に伴い西方寺は外堀の西側に移転し、金札宮は伏見城中に移った。江戸時代に喜雲寺の境内(現在地)に復興され、明治期には廃仏毀釈により金札宮として独立した。本殿は、嘉永元年(1848)に建築されたと伝わる。大正8年(1919)に近隣工場からの火の粉により屋根が焼損し銅板葺<small>いっけんしゃながれづくり</small>に改修された。一間社流造で、透塀<small>すきべい</small>で囲み前面に向唐破風<small>むかいから は ふ</small>の拝所<small>はいしよ</small>を設ける。鶴に乗る仙人の彫刻を施した臺股などの装飾が見られる。この他、拝殿、参門、神輿蔵、稻荷社などが建つ。</p> <p>古くからの由緒を持つ神社で、神輿が大手筋商店街を練り歩く春季例大祭をはじめ、伏見の祭事においても重要な神社である。伏見の市街地に残る境内空間として景観的にも評価される。(歴史的風致形成建造物)</p>			
			

認定理由

認定番号 第150号			
選定番号	第9-019号	名称	ろくろくそう 禄々荘
<p>禄々荘は6代・清水六兵衛の別荘として建築された建物で、大原野神社に程近い山あい^{いりもやづくり}に建つ。熊倉工務店の施工により、大原野・北春日町の近世に遡る古民家を移築して建築された。建物が落成したのが1966年（昭和41年）であることにちなみ、六兵衛により禄々荘と名付けられた。斜面に鉄筋コンクリート造で地下部分をつくり、そのうえに民家を移築している。入母屋造の豪壮な茅葺き屋根の外観で、妻側に玄関を設ける。内部は中廊下を通して南側に4室の和室、北側には囲炉裏の間、茶室を配しており、移築の際に平面形状も変更されていることが分かる。囲炉裏の間は小屋組を見せ、囲炉裏のある板敷きと一段上がった畳敷としている。この意匠は河井寛次郎邸（現河井寛次郎記念館）の広間に見られるように、河井が好んで用いた意匠である。熊倉工務店創業者の熊倉吉太良^{くまくらきちたろう}は、河井とも交友を持ち、民芸風の住宅も施工している。「民芸的な健康美へのあこがれ」によって古民家を移築したことを六兵衛自身が記しており、民芸風意匠を意図して改修の設計がなされたと考えられる。</p> <p>近世に遡る古民家の移築改修事例としての価値に加え、陶芸家が民芸風意匠を意図し、民芸への素養を有する施工者とともにその嗜好を表現した希少な建築作品として重要である。</p>			
			


認定理由

認定番号 第151号			
選定番号	第9-048号	名称	いりえけ 入江家
<p>入江家住宅主屋の所在する堀川町は、古くは北野天満宮の「保^ほ」として神人^{しにん}が居住した地区で、明治元年（1868）より京都市上京区に編入されている。入江家は明治26年（1894）に町家を購入した。部材の状況等から明治前期に遡る建築と考えられる。大正7年（1918）には西側にやや建ちの高い座敷棟が増築された。東側棟は通り土間に沿って1列に4室を配する平面で、表側の部屋は天井を抜き洋室に改修されている。これは昭和初期に弁護士事務所を開業した時期のものと考えられる。西側棟は表側に、3畳台目の茶室を設ける。奥の8畳座敷は、床、違い棚、仏間を備え、床柱には磨き丸太を用いる。茶室前面には織部灯籠や蹲^{つくばい}を用いて茶庭風に前庭を配する。座敷側には手前に蹲、奥に大きな春日灯籠とクロマツを配した庭がつくられている。</p> <p>茶室や庭など茶の湯の場や、洋風空間を備えた、変化に富む良質な町家建築である。明治前期の町家に大正期に座敷部分が増築され、昭和初期の改修で洋室が設けられるなど、各時代の変遷を建物として伝える点でも評価される。（国登録有形文化財）</p>			
			

認定理由

認定番号 第152号			
選定番号	第9-049号	名称	はやしけ 林家
<p>林家は上七軒のお茶屋として建てられた建物である。棟札が残り，施主は小辻喜三郎で，大工棟梁・小泉佐治兵衛により明治35年（1902）に上棟したことがわかる。当初は二見屋というお茶屋であったが所有者の変遷を経て，現在は住宅として使用されている。間口4間半の主屋の奥には離れが建つ。主屋1階は通り土間に沿って2列4室を配置する。2階は約4畳大の板間を設け，表側に10畳と8畳，奥には4畳半の座敷を配している。この板間は芸妓・舞妓が舞う「踊り場」で，表裏の座敷から踊りを鑑賞したとされる。10畳間は長押や角材の床柱を用いるなど書院造の意匠で，一方，4畳半間は床廻りに^{へんぼく}変木や竹を用いる数寄屋造となる。離れは，客用の6畳間と茶室，外観を土蔵風に仕上げた物置部分からなる。6畳間と茶室は主屋以上に数寄屋意匠が濃厚で，殊に天井の中心から放射状に垂木を渡す^{あじろ}網代を用いた傘天井は特筆される。離れの前面には6畳間から茶室に向かう動線に飛石を配し，露地風の庭を設けている。</p> <p>林家は，踊り場や意匠の異なる各座敷を持つ上七軒のお茶屋建築である。内部意匠も良質で遊興空間の趣を伝えている。外観，内部ともに花街の面影を残す貴重な建物である。（国登録有形文化財，景観重要建造物，歴史的風致形成建造物）</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

認定理由

認定番号 第153号			
選定番号	第9-050号	名称	ひむかいだいじんぐう 日向大神宮
<p>日向大神宮は、清和天皇の勅願によって天照大神を栗田山に勧請したことに始まり、その後、応仁の乱で焼亡したが、江戸初期に近隣の野呂宗光らが再興したと伝わる。伊勢神宮と同様に内宮、外宮からなる。鳥居をくぐると拝殿が建ち、その背面に外宮、奥の一段上がった敷地に内宮が建つ。両宮とも桁行正面1間、背面2間、梁行2間で、茅葺の神明造である。前方には間口1間の拝所が付く。寛政8年(1797)の普請願書の内容と一致することから、同時期の建築と考えられる。内宮本殿の屋根は、棟に内削ぎの千木と堅魚木8本をのせる。妻は豕扱首を組む。一方、外宮本殿では屋根の千木が外削ぎで堅魚木7本となるなど、一部に相違がみられるが、これは伊勢神宮の内宮、外宮の形式を踏襲している。内宮から参道を登ると山の中腹には天岩戸がある。「京のお伊勢」として、伊勢参りの際の参詣ルートの一部ともなった。また山上の遥拝所からは伊勢神宮を拝することができ、代参の社ともなった。</p> <p>市内では例の少ない神明造の本殿として高く評価されるとともに、近世以降の京都における伊勢参りの習俗を伝える社としても重要である。</p> <p>(京都市登録有形文化財)</p>			
			

認定理由

認定番号 第154号			
選定番号	第9-051号	名称	しばたけ 柴田家
<p>柴田家住宅は、京北鳥居町の街道沿いに建ち、水路に面して石垣と土塀が築かれ、周辺景観の中でも目を引く。地元で教職をつとめていたと伝わる船越米吉の邸宅として建築された。棟札及び御幣が残っており、大工肝煎・田中松之助により、大正元年に上棟している。田中は京都の大工であったと伝わる。木造平屋建、棧瓦葺の建物で、平面は土間と6室からなる。土間境の板間は当初は囲炉裏が設けられた畳敷きの部屋であり、天井には煙抜の吹き抜けが残る。表側の奥に配された座敷には床の横に神棚を備えている。同地が御料地であったため同地域に多く見られる。民家の形式を踏襲しているが、土間廻りには通し柱を用いる町家風の小屋組みが見られる。南側の庭には玄関脇から路地門を通過して入る。主屋の他、納屋、風呂が残っている。</p> <p>民家の系譜を受け継ぎつつ、京都の町家などの要素を取り入れた、質の高い住宅である。土塀や附属屋が残る屋敷構えは周辺景観の構成要素としても重要である。（国登録有形文化財）</p>			

